

## 2月 定例会

平成十三年二月定例会は、二月十四日に開会し、三月二十二日までの十七日間にわたって審議を行いました。今定例会では、二名の議員が一般質問を行い、市長から平成十二年十二月定例会において提出された平成十一年度の歳入歳出決算議案を認定するとともに、今定例会に提出された平成十三年度一般会計予算及び八特別会計予算議案や条例を制定するための議案など三十六議案を可決したほか、収入役の選任などに同意しました。また、議員から提出された市議会委員会条例改正議案、決議案三件を可決するとともに、意見書提出議案三件のうち二件を可決（二件は否決）、「竹内市長に対する不信任決議」は特別多数議決により否決しました。このほか、陳情四件を不採択としました。

## 一般特別会計 13年度予算を可決 介護保険基盤整備を要望

二月二十八日の本会議において市長から平成十三年度の施政方針の説明が行われ、あわせて予算とこれに関連する議案が提出されました。提案された平成十三年度予算規模は、一般会計は五百二十二億八千二百万円（前年度対比一・二%増）で八特別会計を加えた総額は、一千四億七千四百九十万円（廃止した競輪事業特別会計を含めた前年度対比三・三%減）でした。

【予算等審査特別委員会】で審査  
議会で、三月六日と七日の本会議において、新年度の予算等に対する各会派の代表質問を行った後、議員十一名で構成する予算等審査特別委員会（以下、委員会、委員長＝古屋嘉廣議員）を行いました。

二月二十八日の本会議において、市長から平成十三年度の施政方針の説明が行われ、あわせて予算とこれに関連する議案が提出されました。提案された平成十三年度予算規模は、一般会計は五百二十二億八千二百万円（前年度対比一・二%増）で八特別会計を加えた総額は、一千四億七千四百九十万円（廃止した競輪事業特別会計を含めた前年度対比三・三%減）でした。

担当課への質疑を三月十二日から十五日まで行った後、十六日からは、市長に出席を求め、助役の選任、外郭団体への補助金、ごみ半減化、三大緑地の保全など十三項目にわたり質疑を行い、理事者の見解をただしました。

三月十七日に開かれた委員会では、質疑終了後、一般会計予算案に対して介護保険の基盤整備の充実について今後の行政執行に向けて意見を付することとなりました。

その後委員会では、採決に入りました。その結果、一般会計予算は可決となり、委員長は採決により可決、下水道事業特別会計予算は多数の賛成により可決、その他七特別会計予算及び条例関係議案については、総員の賛成により可決すべきものとし、審査をすべて終了しました。

## 人事案件2件に同意 収入役に石田氏を選任

今定例会に市長から二件の人事議案が提出され、議会ではいずれも選任に同意しました。

◇鎌倉市収入役  
石田 雅男氏（藤沢市在住）  
氏は、大船駅東口市街地再開発事業事務所所長、都市部長、地区交通計画担当部長などを歴任しています。なお、任期は平成十三年四月一日から四年間です。

◇鎌倉市教育委員会委員  
宮崎 隆典氏（田代在住）  
氏は、前任の並木博氏が任期満了で退任されたため、後任として選任されました。任期は平成十三年三月二十四日から四年間です。

【本会議で十三年度予算を可決】  
三月二十二日の本会議において、委員会における審査結果が委員長から報告され、各会派の討論に続き採決の結果、一般会計、下水道事業特別会計予算を多数の賛成により可決、その他七特別会計予算及び条例関係議案については総員の賛成で可決しました。なお、予算議案に対しては、

### 《主な内容》

- 新年度予算議案……………1面
- 新年度予算の概要……………2面
- 各会派の評価と見解……………3・4面
- 一般質問・議運検討会答申……………5面
- 議決した議案・意見書・決議……………5面
- 決算認定議案……………6面

### 「介護保険の基盤整備の充実について」

昨年四月に介護保険法が施行され、高齢者の介護を社会全体で支える制度が全国一斉に導入されました。制度開始後の本市の運営状況を見ますと、介護サービスを必要とする要支援・要介護認定者数は約三千二百人で、要介護高齢者として見込んだ約四千人を下回ることが予想されます。また、サービスの利用状況については、居宅介護では通所サービスや短期入所サービスといった施設でのサービスの利用率が高く、介護老人福祉施設等への入所等についてはほぼ見込みどおりの利用となっております。全体として施設におけるサービスの需要が高くなっています。これまでサービスの拠点となる施設については、通所介護施設十カ所をはじめ介護老人福祉施設、在宅介護支援センター等が整備されるなど一定の進展が見られていますが、まだ十分とは言えない状況です。

このため、鎌倉市高齢者保健福祉計画の一部として策定され、平成十二年度から十六年度から施行しようとするもの日）から施行しようとするものです。

議会では、条例の内容はもとより市民みずからの手により条例案がまとめられた経過等を踏まえ慎重に審議し、本条例制定が市・市民・事業者及び滞在者等が協働し、まちの美化活動の輪を広げ、ごみの散乱のない美しいまちをつくることをめざすものであることから総員の賛成で原案を可決しました。

### 「ごみのないまちをめざして」

#### 新たな条例の制定など

今定例会に市長から新たな条例制定の議案二件が提出されました。議会では審議の結果、いずれの議案も総員の賛成で原案を可決しました。

主な議案の内容と審議内容は、次のとおりです。

◎鎌倉市みんまでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例の制定  
美しい鎌倉の豊かな環境を守り、将来の世代に継承していくため、ごみのない美しいまちづくりをめざして、市・市民・事業者・滞在者等が連携してまちの美化を推進しようとするもので、何人も空き缶等及び吸殻等をみだりに捨てることを禁止し、自動販売機により飲料を販売する事業者に対し、回収容器の設置及び適正な管理を義務づけるものです。また、市長の付属機関としてのまち美化推進協議会の設置、まちの美化を推進していく上での基本的な考え方や具



◎鎌倉市議会政務調査費の交付に関する条例の制定  
地方自治法の改正趣旨を踏まえて、市議会議員の調査研究活動の充実を図ることから、その調査研究に資するための経費の一部に充てるため、議会における政務調査費を交付しようとするもので、市長に対し政務調査

◎鎌倉市議会委員会条例の一部改正  
平成十二年十二月定例会において、鎌倉市事務分掌条例の一部を改正する条例及び鎌倉市議会議員定数の減少に関する条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴い、本市議会の常任委員会の所管事項及び委員の定数について所要の整備を図るため改正するもので、平成十三年四月一日（委員の定数に関する規定は、次の一般選挙後に初め）から施行するものであり、総員の賛成で原案を可決しました。